



Press Release

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 萩野(おぎの)

(電話) 06-6949-6446

令和8年1月26日

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について
(京都北部地区)

京都北部地区におけるタクシー運賃の改定は、令和6年3月に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和7年7月に一般社団法人京都府タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局及び京都運輸支局において、運賃改定による運転者賃金の改善が一定の改善状況に達していない事業者を対象に調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせいたします。

配布先

陸運記者会(ハイタク部会)

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が減少している事業者を対象に調査を行いました。

本調査は、運賃改定時に（一社）京都府タクシー協会等に対して通達した、労働条件の改善状況を確認するためのものです。

通達一部抜粋

1. 運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の公定幅運賃変更要請（運賃改定）においては、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持したうえ、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところであり、運賃改定実施後においては次の事項について適切に改善措置を講じること。

- (1) 運賃改定実施後において、上記の考え方則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。
- (2) 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。
- (3) 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自ら主にその実績を公表すること。
その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当類の創設、車いす利用者外国人旅客等への対応に係る運転者の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、上記による改善状況の公表の結果が運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととしているので了知されたい。

2. 対象地域

京都府綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、与謝郡、船井郡、京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）

3. 調査対象事業者

運賃改定をした事業者 11社

調査対象事業者 11社

4. 調査結果

全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

15%以上 15%未満	10%以上 10%未満	5%以上 5%未満	0%以上 0%未満	-5%以上 -5%未満	-10%以上 -10%未満	-10%未満	その他	計
0	3	3	3	0	0	0	2	11

※その他は、役員（親族）のみの乗務のため指導対象から除外

5. 指導

「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が前年同期と比較して減少した事業者はいなかったことから、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

参考

【用語について】

○全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式によって算出された率とする。

(算式)

$$\frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る運賃改定実施後} \\ \text{6カ月間の賃金支給総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る運賃改定実施後} \\ \text{6カ月間の総乗務時間数} \end{array}} \div \frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の賃金支給総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の総乗務時間数} \end{array}} \times 100$$